

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第16回）

議 事 概 要

1. 日 時 令和6年10月23日(水) 10時00分～12時00分

2. 会 場 東京都内

3. 出席者

座 長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委 員	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ代表獣医師 日本獣医エキゾチック動物学会理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター院長 日本獣医エキゾチック動物学会会長

事務局	立田 理一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	遠矢 駿一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官
	奥村 由奈	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室環境専門員

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）、（2）について検討が行われた。

（1）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、資料1「本検討会における今後の検討スケジュールについて（予定）」について説明した。事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

事務局より、資料2「犬猫以外の哺乳類における展示時間帯、輸送後の目視観察、夜間営業についての飼養管理基準（案）」及び参考資料2「第一種動物取扱業における飼養管理基準省令の新旧対照表（展示時間帯、輸送後の目視確認、夜間営業について）」について説明した。事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 資料2 P2「2. 輸送後の目視観察についての飼養管理基準 改正案」（11）の「目的を達成した後」の「目的」の範囲が不明瞭であり、細部解釈が必要である。（委員）
- 細部解釈で、「目的」の範囲がはっきりと分かるように解説したい。（事務局）

事務局より、資料3-1「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」記載イメージ及び資料3-2「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針（解説書）」における細部解釈（案）」について説明した。事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

○清掃について（資料3-2 P2）

- 細部解釈の「草地等」の説明に「主に触れ合い施設で取り扱われる…」とあるが、家畜については生産と触れ合い両方を行う施設もある。どのように区別するのか。（委員）
- 動物取扱業登録の必要性については、自治体にて業の実態等を確認した上で判断いただいている。（事務局）
- 「主に触れ合い施設で取り扱われる…」と記載すると、触れ合い施設限定のように勘違いされるのではないか。（委員）
- ご指摘のとおり、触れ合い施設に限らないため「主に触れ合い施設で取り扱われる」を削除する。（事務局）

○従業者の員数について（資料3-2 P3）

- 条文中の「従業者」と「職員」の使い分けについて、経緯を教えてください。理由がなければ統一したほうが良い。（委員）
- 犬又は猫の飼養又は保管に従事する従業者の員数の規定では、職員は常勤、従業者はアルバイトを含めた実際の作業従事者ではないか。犬猫以外の哺乳類では定量規定がないため、「職員数」と記載すると常勤職員数と勘違いされるのではないか。（委員）
- 「従業者」と「職員」を使い分けることになった経緯について確認し、記載の整理を検討する。（事務局）

○状態悪化時の受診について（資料3-2 P4）

- 細部解釈の「個体の状態が悪化した場合」の具体例として、皮膚、被毛の状況の悪化、脱毛等も想定されるため、文末に「等」をつけたほうが良い。（委員）
- 「個体の状態が悪化した場合」は、ここに記載した例に限るものではないので、「個体の状態が悪化した場合等」まで細部解釈とする。（事務局）
- 細部解釈の「特別な事情」について、文末に「等」をつけたほうが良いのでは。（委員）
- 「特別な事情」を幅広の解釈にすると、自治体の指導が難しくなる可能性があり、現在の記載としている。他に具体例があれば記載の検討をする。（事務局）
- 「診察」と「診療」は意図的に使い分けているのか。（委員）
- 「診察」と「診療」の使い分けについて確認し、記載の整理を検討する。（事務局）
- 細部解釈の「特別な事情」について、常に「かかりつけ獣医師」が診察できる訳ではないので、「獣医師による事前の診察」としたほうが現実的である。ただし、診察した獣医師の名前と判断の根拠がわかるようにしておいたほうが良い。（委員）
- 「かかりつけ」を削除し「獣医師による事前の診察」と記載する。（事務局）

○輸送に際しての給餌・給水について（資料3-2 P5）

- 細部解釈の「適切な量及び回数」に「輸送前に休息時間を設け」とあるが、「輸送前」が何を指すか分かりづらいため、具体的に書いていただきたい。（委員）
- 輸送前の休息時間の趣旨としては、長時間輸送するのであれば事前に体調を整えるために休息時間を設ける必要がある。輸送前、輸送中それぞれに必要な休息時間等、具体的に記載したい。（事務局）

- 給水については、移動中に動物に水がかかると状態が悪くなることもあるため、留意する内容の記載を入れたほうが良い。（委員）
- 輸送中の給水の留意事項については、記載の要否について検討する。（事務局）
- げっ歯類は短時間とあるがどの程度か。またウサギは常に給餌・給水が必要なのか。（委員）
- げっ歯類やウサギ等、明確な数字の基準は難しい。輸送中で動物の状態が一番悪くなるのはストレス及び脱水である。1～3時間程度であれば問題ないかと思うが、半日以上になると影響は出るだろう。空調の状態にもよる。食事は神経質な個体は与えても食べないため、数時間であれば影響はないだろう。（委員）
- 他のガイドライン等を調べ、定量的な数値を当てはめることができるか検討する。（事務局）

○繁殖について（資料3-2 P6）

- 第2条第6号トの「診療」は往診を含むのか。今後はオンライン診療も想定されるため、どこまで含めるか考えておく必要がある。（委員）
- 獣医師会等でのオンライン診療の議論を踏まえ、「診療」にオンライン診療を含むべきか判断していく。（事務局）
- 細部解釈の「みだりに繁殖させること」について、「多数の子を」は削除するべき。多数の子を産んだかどうかではなく、死産を含め、妊娠・出産させ続ける行為が母体の負担となる。（委員）
- 「繰り返し妊娠・出産させ続ける行為」と記載を修正する。（事務局）

○訓練方法について（資料3-2 P9）

- 条文の「過度に餌を減らす行為等」の「等」には、餌だけでなく、通常必要なものを与えない（水、仲間と離す、睡眠・運動させない）という訓練方法も想定されるため、それらを細部解釈に含めたほうが良いのでは。（委員）
- 実際の事例を確認し、細部解釈又は推奨事項で記載するか検討する。（事務局）

事務局より、資料4「第二種動物取扱業における飼養管理基準（案）」及び参考資料3「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業における飼養管理基準省令の違い」について説明した。事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

(2) その他について

- 次回、今回ご議論いただけていない基準案についてもご議論いただき、細部解釈・運用指針についても並行して進めたいと考えている。（事務局）

以上